

後期高齢者医療制度の対象者の皆さまへ

■年間保険料について

平成24年度の所得情報を基に年間保険料が決まります。対象者の皆さまには、7月中旬に決定通知書を送付しますので、計算方法や納付方法については、同通知書でご確認ください。

■保険料の納付方法について

納付種別	対象者	納付方法
特別徴収	4月・6月・8月支給の年金から保険料が天引き(仮徴収)された方	年金受給状況に異動がない限り、原則10月から引き続き年金天引きで納めていただきます。
普通徴収	4月・6月・8月支給の年金から保険料が天引き(仮徴収)されなかった方	原則7月以降も納付書または口座振替で納めていただきます。 納期は、7月・8月・10月・11月・1月・2月の年6回です。 *4月2日以降、年齢到達や転入により後期高齢者医療の対象者になった方は、資格取得日以降の納期で納付していただくことになります。

*4月・6月・8月の年金から天引きされなかった方でも、10月から新たに特別徴収が開始される方もいらっしゃいます。(併用徴収)

納付方法を変更するには…

保険料の納付について、特別徴収(年金からの天引き)を希望しない方は、次の手続きを行うことで普通徴収(口座振替での納付)に切り替えることができます。

- 金融機関に ①被保険者証 ②通帳 ③通帳の印鑑を持参し、口座振替の手続きをする。
- 本庁保険年金課および各支所市民生活課に ①金融機関に提出した口座振替依頼書の控え ②被保険者証 ③印鑑を持参し、納付方法変更の申し出をする。

*現在、普通徴収の方においては、今後、特別徴収にならないように、申し出をすることもできます。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】=本庁保険年金課 ☎(23)5111(内線2831・2832)および各支所市民生活課

■保険料率の改定について

現在、後期高齢者医療被保険者1人当たりの医療給付費は年々増加しており、高齢化の進行とともに、今後も増えることが見込まれています。後期高齢者医療では、被保険者の方々の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをすることになっているため、本年度および平成25年度の保険料率を改定することになりました。保険料は、被保険者一人一人が安心して医療機関を受診できる、いわば「命・健康を支える大切な財源」です。対象者の皆さまのご理解をお願いします。

$$\text{年間保険料 (限度額55万円)} = \text{均等割額 48,500円} + \text{所得割額 (総所得金額-基礎控除33万円) × 所得割率9.05\%}$$

●主な変更点 年額

▼均等割額

変更前	変更後
45,900円	48,500円

▼所得割額に係る保険料率

変更前	変更後
8.63%	9.05%

▼年間保険料限度額

変更前	変更後
50万円	55万円

●世帯内の「被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯内の被保険者と世帯主の所得合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下、かつ世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得がない)	9割	4,800円
33万円以下(上記以外)	8.5割	7,200円
33万円+(24万5千円×世帯主を除いた被保険者の数)以下	5割	24,200円
33万円+(35万円×被保険者の数)以下	2割	38,800円

●被保険者本人の所得金額に応じて所得割額が軽減されます。

本人の所得額	軽減割合	軽減後の所得割率
91万円以下	5割	9.05%×0.5

●加入する直前まで、ご家族のお勤め先の健康保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます。*ただし、市町村国保や国保組合は含みません。

均等割額	所得割額	軽減後の年間保険料額
9割軽減	なし	4,800円